

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月2日

福島県相馬港湾建設事務所長

工事（委託業務）番号	第26-41390-0001号
工事（委託業務）名	港湾維持管理（長寿）工事（浚渫）
質 問 事 項	
<p>1. 浚渫工 土運搬船の根拠について1日当りの浚渫土量が揚土場の制限により384.0m<sup>3</sup>、土運搬船の土量は321.0m<sup>3</sup>になっております。土運搬船の土量も同じ384.0m<sup>3</sup>になるのではないのでしょうか。確認をお願いします。</p> <p>2. 浚渫土処理工 浚渫土改良 建設汚泥(泥土)改良土(施工第0-0009号表) バックホウ運転(施工第0-0010号表)においてバックホウが表題にてクレーン機能付となっておりますが、内訳表では標準型となっておりますので確認願います。また賃料・損料どちらか不明なためお教え願います。</p> <p>3. 運搬費 土運船回航費 回航費(施工第0-0024号表)において運転費(施工第0-0025号表)の乗船手当がR7年港湾・漁港標準積算より普通船員2,336円、高級船員2,854円となっております。この金額のとおりでよろしいのでしょうか。お教え願います。</p>	

## 回 答 事 項

### 1. 浚渫工

ご指摘のとおり、施工内訳表施工第 0-0004 号表において、「土運船運搬（単一土砂）」の 1 日当たりの運搬量に誤りがあったため、電子閲覧システム設計図書「kinnuki002」を修正しましたので、確認をお願いします。

正：384 誤：321

### 2. 浚渫土処理工

施工内訳表施工第 0-0010 号表において、バックホウ損料の規格は、表題のとおりクレーン機能付きが正しく、内訳表の表記に誤りがあったため、電子閲覧システム設計図書「kinnuki002」を修正しましたので、確認をお願いします。

また、単価は損料です。

正：標準型・クレーン機能付き 誤：標準型

### 3. 運搬費

施工内訳表施工 第 0-0025 号表の運転費において、乗船手当は「港湾・漁港工事標準積算基準 令和 7 年 10 月 1 日 福島県土木部河川港湾総室 港湾課」②-7 の記載のとおり、「福島県旅費取扱規則」を適用しております。

福島県旅費取扱規則の適用にあたっては、同規則の別表第二に基づき、以下の区分で航海日当と船員食卓料を足したものを乗船手当として計上しております。

航海日当	+	船員食卓料	=	乗船手当
・ 普通船員	・ 平水区域及び沿海区域	・ 平水区域及び沿海区域		
	・ その他乗組員			
・ 高級船員	・ 平水区域及び沿海区域	・ 平水区域及び沿海区域		
	・ 船長、機関長、通信長、 1 等航海士、1 等機関士 及びこれらと同等 と認められる者			

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。